

第22回参議院議員通常選挙

～あなたの一票が明日の日本を創ります～

選挙は、皆さんが政治に参加するための大切な機会です。必ず投票しましょう！

問 市選挙管理委員会（伊奈庁舎総務課内） ☎58-2111（内線1215）

◆投票日◆

7月11日(日) (予定)
午前7時～午後8時

※6月7日現在

投票日に関しては、変更の可能性がありますが、郵送される入場券に記載されている投票日をご確認ください。

◆公示日◆

6月24日(木) (予定)

※6月7日現在

◆投票資格◆

今回の参議院議員通常選挙で、つくばみらい市で投票できる方は、次のすべてに該当し、当市の選挙人名簿に登録されている方です。

○投票日翌日までに満20歳の誕生日を迎える方

○公示日3カ月前までにつくばみらい市に転入届けをして、現在引き続き3カ月以上市内に住所を有する方

◆投票するには◆

投票所の入場券は、皆さんの自宅へ郵送します。

投票日当日は、入場券を持参

投票することが困難な方のために

「投票所へ行けない」「字が書けず投票用紙に記入できない」などの場合、要件を満たせば次のような制度により投票できます。

【期日前投票制度】

投票日当日に、仕事や旅行などの予定がある方、投票日の一定の期間に投票できる制度です。公示日翌日から投票日前日（午前8時30分～午後8時）まで、伊奈庁舎1階ロビー、谷和原庁舎1階相談室にて投票できます。

【不在者投票制度】

市外に滞在・旅行中の方は、滞在・旅行先の市区町村の選挙管理委員会にて投票できる制度です。

なお、不在者投票を行う場合には投票用紙が必要です。投票用紙は、市選挙管理委員会にご請求いただいた後、滞在先へ郵送しますので、お早めにご請求ください。

【郵便投票制度】

身体に重度の障がいがあるため、投票所に向いて投票できない方が、自宅から郵便で投票できる制度です。

郵便投票を行うには、市選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」が必要ですので、お早めにお問い合わせください。

【代理投票制度】

身体の故障や字が書けないなどの理由で、投票用紙に自分で記入することができない方のために、投票所の係員が投票のお手伝いをする制度です。秘密を厳守し、お手伝いをしますので、必要な場合は係員に申し出てください。

憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の2分の1を超えた場合は、国民の承認があったものとなります。詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

憲法改正が国民に承認されるには？

国会議員により憲法改正案の原案が提案され、衆参各議院においてそれぞれ憲法審査会で審査されたのちに、本会議に付されます。両院それぞれの本会議にて3分の2以上の賛成で可決した場合、国会が憲法改正の発議を行い、国民に提案したものとされます。

憲法改正が国民に提案されるのは？

日本国憲法第96条では、憲法の改正は、国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とするとして定められています。

「憲法改正国民投票法」って何だろう？

平成22年5月18日から「憲法改正国民投票法」が施行されました

国民投票とは、私たちが憲法改正に関して最終的な意思決定をするものであり、そのための具体的な手続きを定めた法律が「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）」です。